

先物・オプション取引に係る制度改正について  
(東証におけるミニ長期国債先物取引の導入に伴う改正)

平成20年11月26日  
株式会社日本証券クリアリング機構

項目	内 容	備 考
. 趣 旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)において、ミニ長期国債先物取引が導入されることに伴い、当社は、取引証拠金所要額の計算において、ミニ長期国債先物取引と既存の長期国債先物取引との間のリスク相殺を行う等、現行制度の一部改正を行う。</li> </ul>	
. 改正の概要		
1. 清算・決済業務に係る制度整備		
(1) 清算資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>国債先物等清算資格を有する清算参加者はミニ長期国債先物取引の清算について、当社が行う金融商品債務引受業の相手方となることができる。</li> </ul>	
(2) 転売・買戻しの申告	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算システムを通じて、銘柄ごとに転売・買戻しの別及び数量を、自己・委託ごとに区分して、当社の定める時限までに当社に対して申告を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の国債先物取引と同様。</li> </ul>
(3) 清算値段	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社はミニ長期国債先物取引に係る清算値段を日々定める。</li> <li>ミニ長期国債先物取引の清算値段は、原則として同一限月の長期国債先物取引において定められる清算値段とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ミニ長期国債先物取引と長期国債先物取引の清算値段を同一にすることが適当でないと認められる場合には市況等を勘案して当社がその都度定める数値とする。</li> </ul>
(4) 値差金等の授受	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社において債務引受を行うその他の先物取引に係る値差金等及びオプション取引に係る取引代金と合算して計算した総支払金額と総受入金額との差引額を授受する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終決済に伴う差金(最終清算値段と取引最終日の清算値段との差に相当する金額)も含めて授受する。</li> </ul>

項目	内 容	備 考
( 5 ) 建玉移管  2. 取引証拠金 ( 1 ) 取引証拠金所要額の計算	<ul style="list-style-type: none"> <li>建玉の移管を可能とする。</li> <li>ミニ長期国債先物取引に係る取引証拠金所要額は、清算参加者の自己又は顧客ごとの建玉について、SPAN® ( Chicago Mercantile Exchange が開発した証拠金計算方法) を利用して計算する。</li> <li>ミニ長期国債先物取引に係る SPAN による証拠金所要額の計算においては、以下に掲げる先物取引及びオプション取引との間におけるリスク相殺を認めることとする。           <ul style="list-style-type: none"> <li>( 1 ) 長期国債 ( 長期国債先物取引、長期国債先物オプション取引 )</li> <li>( 2 ) 中期国債 ( 中期国債先物取引、中期国債先物オプション取引 )</li> <li>( 3 ) 超長期国債 ( 超長期国債先物取引 )</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他の先物・オプション取引に係る建玉と併せて計算を行う。</li> <li>証拠金所要額の計算は、最終清算値段の算出日 ( 取引最終日の翌日 ) の前日までのポジションに基づいて行う。但し、緊急取引証拠金については、最終清算値段の算出日までとする。</li> <li>同一限月の長期国債先物取引との間では、完全なリスク相殺を行う。なお、リスク相殺におけるネット・デルタの換算に際しては、ミニ長期国債先物取引の建玉 1 枚を、長期国債先物取引 10 分の 1 枚として換算する。</li> <li>超長期国債先物取引及び中期国債先物オプション取引は現在取引休止中。</li> <li>その他取引証拠金に係る取扱いについては現行どおり。</li> </ul>
( 2 ) 緊急取引証拠金	<ul style="list-style-type: none"> <li>ミニ長期国債先物取引の限月取引は、緊急取引証拠金基準限月として設定しない。</li> <li>緊急取引証拠金が発動された場合、ミニ長期国債先物取引における建玉及び取引についても所要額算出の対象に含む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急取引証拠金基準限月は TOPIX 先物取引及び長期国債先物取引の中心限月取引。</li> <li>その他緊急取引証拠金に係る取</li> </ul>

項目	内 容	備 考
3. 清算手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算手数料は、当社が引き受けた債務については額面100円につき0.5毛を乗じた額とし、最終決済については額面100円につき1.5毛を乗じた額とする。</li> </ul>	扱いについては現行どおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>取引数量につき 1取引単位当たり 5円</li> </ul>
. 実施時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>東証における制度導入時期（平成21年3月23日（予定））と同じ。</li> </ul>	最終決済数量につき 1取引単位当たり 15円 （平成21年7月を目途とする派生商品に係る手数料体系改訂後も同様とする。）

以 上